

一般財団法人遠野市教育文化振興財団特別顕賞規程

一般財団法人遠野市教育文化振興財団顕賞規程（昭和49年9月1日施行）第2条に定める顕賞のほか、特に必要と認める場合においては、特別に顕賞することができるものとする。

（顕賞の種類）

第1条 顕賞は、次の2種類とする。

- 1 教育文化特別賞
- 2 教育文化特別奨励賞

（顕賞の方法）

第2条 教育文化特別賞及び教育文化特別奨励賞は、顕彰状及び副賞を授与するとともに、その功績を広報その他により公表して顕賞するものとする。

（顕賞の時期）

第3条 教育文化特別賞及び教育文化特別奨励賞の授与は、年1回2月に行うものとする。ただし、理事長が特に必要と認めたものについては、この限りでない。

（推薦、選考及び決定）

第4条 顕賞委員会は、みずから調査したものを教育文化特別賞及び教育文化特別奨励賞の候補として、その功績を審査選考し、理事会に内申するものとする。

2 理事会は、前項の内申に基づき教育文化特別賞及び教育文化特別奨励賞の受賞者を決定するものとする。

（顕賞者）

第5条 顕賞は、この財団の名において理事長が行うものとする。

（様式）

第6条 顕彰状及び賞状の様式は別に定める。

（死亡者の顕賞）

第7条 顕賞されるべき者が死亡したときは、顕彰状又は賞状及び副賞を遺族に交付し、これを追賞するものとする。

（顕賞の取り消し）

第8条 顕賞された者が、受賞者としての体面をそこなう失行があったときは、その情状を考慮し理事会の議決により、これを取り消すことがあるものとする。

附 則

この規程は、昭和57年12月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年11月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和3年1月14日から施行する。